

令和3年12月定例総会 (令和3年12月27日)

## 新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

## 令和3年12月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月27日(月) 午前10時00分～10時40分

2. 開催場所 北区役所 301-303会議室

3. 出席委員 (17人)

委員	1番	渡部 圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	3番	窪田 昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	6番	坂井 祐一
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村 和也
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤 宗一
会長職務代理者	18番	本田 敏明

4. 欠席委員 (2人)

委員	5番	佐藤 作栄
会長	19番	首藤 正男

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第43号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第40号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第41号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 5	議案第42号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 6	部会報告 農政振興部会報告 編集委員会報告
第 7	報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ

いて

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に  
ついて

6. 出席事務局職員

事務局 長

次 長

農地係 長

佐久間 清

島 貫 徹

浅 香 範 人

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和3年12月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、5番 佐藤 作栄 委員、19番 首藤 正男 委員が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>なお、首藤会長が欠席のため、本田会長職務代理に議長をお務めいただきます。</p> <p>それでは、本田会長職務代理 議事進行よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時00分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和3年11月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、17番 後藤 宗一 委員、1番 渡部 圭子 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 追加議案第43号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第40号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、日程第4 議案第41号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、を一括議題といたします。</p> <p>議案第43号、第40号及び第41号については、12月22日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第43号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p>

申請は9件です。追加議案をご覧ください。

番号1と2は関連しているので、一括して説明します。

番号1番

所在地 北区浦木 以下記載のとおり

譲受人 中央区幸西1丁目 以下記載のとおり

譲渡人 北区浦木 以下記載のとおり

地目及び面積 田1筆 424平方メートル

畑1筆 22平方メートル

合計2筆 446平方メートル

契約内容 売買

10アール当り対価 60万円

通作距離 20キロメートル

譲受人の農業従事者数 1人

譲受人の経営面積 57.85アール

地域区分 農用地区域外

番号2番

所在地 北区浦木 以下記載のとおり

譲受人 中央区幸西1丁目 以下記載のとおり

譲渡人 北区浦木 以下記載のとおり

地目及び面積 畑1筆 373平方メートル

契約内容 売買

10アール当り対価 55万円

通作距離 20キロメートル

譲受人の農業従事者数 1人

譲受人の経営面積 57.85アール

地域区分 農用地区域外

申請者から来庁を願い、お話を伺いました。今まで会社に勤めていたが、退職したため、農地の拡大を考え、売買することで話がまとまったとのことでした。また、許可後は畑として使用し、ニンジン、長ネギ、ブロッコリー等の作付けを考えているとのことでした。

委員から、現在は田の部分もあるが、来年から畑にするのかとの質問に、将来的には畑にするが、来年は田として使う予定であるとのことでした。また、申請地は県道沿いでよく見える場所である。周辺に迷惑をかけないようにして、しっかり耕作してもらいたいとの指導がありました。

番号3番

所在地 北区浦ノ入 以下記載のとおり  
譲受人 北区浦ノ入 以下記載のとおり  
譲渡人 北区柳原6丁目 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑1筆 9.91平方メートル  
契約内容 売買  
10アール当り対価 151万4千円  
通作距離 0.2キロメートル  
譲受人の農業従事者数 2人  
譲受人の経営面積 209.73アール  
地域区分 農用地区域

譲受人は申請地周辺を所有しており、利便性を考え、売買の話がまとまったものです。

番号4番

所在地 北区大月 以下記載のとおり  
譲受人 北区大月 以下記載のとおり  
譲渡人 北区大月 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑1筆 307平方メートル  
契約内容 売買  
10アール当り対価 16万3千円  
通作距離 0.05キロメートル  
譲受人の農業従事者数 4人  
譲受人の経営面積 522アール  
地域区分 農用地区域外

譲受人は申請地の隣に住んでおり、譲渡人が離農するため、売買の話がまとまったものです。

番号5番

所在地 北区上大月 以下記載のとおり  
譲受人 北区上大月 以下記載のとおり  
譲渡人 北区岡新田 以下記載のとおり  
地目及び面積 田2筆 455平方メートル  
契約内容 交換  
10アール当り対価 0円  
通作距離 0.2キロメートル  
譲受人の農業従事者数 1人  
譲受人の経営面積 58.99アール  
地域区分 農用地区域

譲渡人と譲受人がそれぞれ耕作の利便性のため農地を交換するものです。

番号6番

所在地 北区上大月 以下記載のとおり  
譲受人 北区岡新田 以下記載のとおり  
譲渡人 北区上大月 以下記載のとおり  
地目及び面積 田2筆 455平方メートル  
契約内容 交換  
10アール当り対価 0円  
通作距離 0.3キロメートル  
譲受人の農業従事者数 1人  
譲受人の経営面積 269.17アール  
地域区分 農用地区域

譲渡人と譲受人がそれぞれ耕作の利便性のため農地を交換するものです。

番号7番

所在地 北区太田 以下記載のとおり  
譲受人 北区太田 以下記載のとおり  
譲渡人 阿賀野市里 以下記載のとおり  
地目及び面積 田3筆 3,980平方メートル  
契約内容 贈与  
10アール当り対価 0円  
通作距離 5キロメートル  
譲受人の農業従事者数 4人  
譲受人の経営面積 245.97アール  
地域区分 農用地区域

譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、遠方に住んでおり、耕作が難しいため、譲受人に贈与することで話がまとまったものです。

番号8番

所在地 北区高森 以下記載のとおり  
譲受人 北区高森 以下記載のとおり  
譲渡人 北区高森 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑3筆 530.86㎡  
契約内容 売買  
10アール当り対価 56万5千円

通作距離 0.2キロメートル  
譲受人の農業従事者数 4人  
譲受人の経営面積 240.81アール  
地域区分 農用地区域外

譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、労働力不足により耕作が難しくなり、近くに住んでいる譲受人と売買することで話がまとまったものです。

番号9番

所在地 北区高森新田 以下記載のとおり  
譲受人 北区新崎 以下記載のとおり  
譲渡人 北区新崎 以下記載のとおり  
地目及び面積 田25筆 19,453平方メートル  
畑13筆 5,468平方メートル  
計38筆 24,921平方メートル

契約内容 贈与

10アール当り対価 0円  
通作距離 3キロメートル  
譲受人の農業従事者数 4人  
譲受人の経営面積 309.68アール  
地域区分 農用地区域及び農用地区域外

譲渡人は後継者である孫に経営を継承するため、農地を贈与するものです。なお、譲渡人が申請書提出後に亡くなりましたが、相続人からこの申請に対して同意書が提出されおり、相続人の意思を確認しております。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして、案第40号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について説明します。申請は1件です。議案書1ページをご覧ください。

番号1番

所在地 北区新崎3丁目 以下記載のとおり  
転用者 北区新崎 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑2筆 939平方メートル



農地区分 第3種農地  
転用内容及び土地利用面積  
露天駐車場敷地 939平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は平成29年に農地として申請地を取得しましたが、申請地が荒れており、農地として使うのが難しくなりました。申請地は新崎駅に近いため、駐車場として使いたいとの話があり、転用の申請に至ったとのことでした。

委員から、当初から農地として使うのは難しいとの指摘をした。その際に農地として使うと話していたがいかがかとの質問に、当初指摘を受けたことは記憶している。開墾して菜っ葉等の種をまいたがうまくいかなかった。現在、農地も増え、手が回らなくなった。農地として使いたかったが、十分に使えなかったことはお詫びしたいとのことでした。

申請地は、JR新崎駅から300メートル以内で、第3種農地に該当するため、許可できるものです。

続きまして議案第41号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明します。

申請は5件です。議案書2ページ、3ページをご覧ください。

番号1

所在地 北区太夫浜 以下記載のとおり

転用者 東区津島屋7丁目

株式会社 丸一工業

所有者 東区月見町 以下記載のとおり

地目及び面積 畑2筆 1,080平方メートル

農地区分 第2種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

露天資材置場敷地 2,526平方メートル

転用者の代理人から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は東区で足場を組んでいる会社を運営していますが、最近、新発田方面の仕事が増えたため、現場に近い申請地を売買で取得し、露天資材置場として使うため、申請に至ったとのことでした。

委員から、申請地の前の道路は交通量も多い。また、近くに社会福祉法人があり、歩行者も多い。フェンスがないと不安に思うがいかがかとの質問に、出入り口にデリネーターポールを

設置する予定である。出入りに注意するよう申請者に伝えたいとのことでした。

申請地は小集団の農地であり、第2種農地に該当します。申請者は、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

#### 番号2

所在地 北区島見町 以下記載のとおり

転用者 北区島見町 以下記載のとおり

所有者 北区白勢町 以下記載のとおり

地目及び面積 畑4筆 473平方メートル

農地区分 第1種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

個人住宅建築敷地 473平方メートル

転用者は現在、申請地の隣に住んでいますが、実家が手狭になり、売買で申請地を購入し、個人住宅を建築することになったものです。

申請地は南側に農地が広がっており、第1種農地に該当しますが、住宅等の居住者の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。

#### 番号3

所在地 北区大瀬柳 以下記載のとおり

転用者 江南区亀田水道町4丁目 以下記載のとおり

所有者 北区大瀬柳 以下記載のとおり

地目及び面積 畑1筆 450平方メートル

農地区分 第2種農地

契約内容 使用貸借権設定

転用内容及び土地利用面積

個人住宅建築敷地 450平方メートル

転用者は現在、江南区のアパートに住んでいますが、手狭になり住宅建築を計画しました。土地所有者は転用者の父で、申請地は実家の近くであり、使用貸借権を設定し、個人住宅を建築することとなったものです。

転用地は小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。申請地は転用者の実家の近くであり、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

番号4

所在地 北区新鼻 以下記載のとおり

転用者 北区白新町1丁目 以下記載のとおり

所有者 北区新鼻 以下記載のとおり

地目及び面積 田1筆 198平方メートル

農地区分 第1種農地

契約内容 使用貸借権設定

転用内容及び土地利用面積

個人住宅建築敷地 393.15平方メートル

転用者は現在アパートに住んでいますが手狭になり、住宅建築を計画しました。土地所所有者は転用者の祖父で、申請地は実家の近くであり、使用貸借権を設定し、個人住宅を建築することで話がまとまったものです。

申請地は 南側に農地が広がっており、第1種農地に 該当しますが、住宅等の居住者の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。

番号5

所在地 北区鳥屋 以下記載のとおり

転用者 北区柳原5丁目 以下記載のとおり

所有者 北区白新町2丁目 以下記載のとおり

地目及び面積 畑1筆 393平方メートル

農地区分 第1種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

農業用露天資材置場敷地 393平方メートル

転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は申請地の隣に農業用倉庫を所有していますが、申請地と一緒に使用するため、申請地を売買で取得し、農業用露天資材置場として使用することで話がまとまったとのことでした。

委員から、露天資材置場ということだが、露地で機械は大丈夫なのかとの質問に、屋外に置けるものを置きたいと考えている。将来的に農舎も考えたいとのことでした。

申請地は東側に農地が広がっているため第1種農地に該当しますが、農業用施設の転用であるため許可できるものです。

なお一層のご審議をお願いします。

議 長	これより、質疑に入ります。何かございませんか。  (質問・意見なし)
議 長	質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)
議 長	「異議なし」と認めます。 よって、議案第43号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第40号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、及び、議案第41号 農地法第5条許可申請に関する処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。  続きまして、日程第5 議案第42号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。 議案第42号については、12月20日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。なお、議事参与の関係で2回に分けて審議いたします。 私も議事参与の制限に該当いたしますので、議長を事務局長と交代いたします。  (議長交代)
議 長 (事務局長)	最初に、新潟市農用地利用集積計画の決定のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、4ページから9ページの利用権設定新規のうち、19番の1件、10ページから27ページの利用権設定更新のうち、10番、12番、77番の3件、計4件について審議します。 つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、17番 後藤 宗一 委員、18番 本田 敏明 委員の退席を求めます。  (議事参与委員退席)

議 長  
(事務局長)

それでは、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。

農政振興部会長

農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。  
議案第42号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件について、ご説明いたします。  
議事参与の制限に該当する案件番号は、今ほど議長から説明のありましたとおり、議案書4ページから9ページの利用権設定 新規のうち、19番の1件、10ページから27ページの利用権設定 更新のうち、10番、12番、77番の3件、計4件となります。  
次に、議案書4ページから27ページの利用権設定について、申請案件の説明をいたします。  
譲渡人の貸付け理由は、離農及び規模縮小によるもので、譲受人の借受け理由は、規模拡大によるものです。  
農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。  
以上審議した結果原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。

議 長  
(事務局長)

これより、質疑に入ります。  
なお、質疑の最初に、記載ページと案件番号を告げてからご発言願います。何かございませんか。

(質問・意見なし)

議 長  
(事務局長)

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
これより、採決いたします。  
本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長  
(事務局長)

「異議なし」と認めます。  
よって、議案第42号 新潟市農用地利用集積計画の決定のうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、利用権設定 新規の19番、利用権設定 更新の10番、12番、77番の計4件については、

<p>議 長 (事務局長)</p>	<p>農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>(議事参与委員 入室・着席)</p> <p>会長職務代理が戻られましたので、議長を交代いたします。</p> <p>(議長交代)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第42号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p> <p>なお、利用権設定の集計などについては、合計の報告で願います。</p>
<p>農政振興部会長</p>	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。</p> <p>議案第42号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、ご説明をいたします。</p> <p>本日の配布資料3ページの令和3年利用権促進事業権利別実績表をお開きください。</p> <p>① 利用権設定は、契約期間3年・6年・10年の設定で117件、691,292平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は、113件666,794平方メートルです。② 農地中間管理権設定は7件23,021平方メートルです。④ 所有権移転」は4件19,545平方メートルです。</p> <p>利用権設定の申請案件の説明をいたします。議案書は、4ページから27ページになります。新規の利用権設定は26件、利用権更新は87件の契約内容となっています。譲渡人の貸付理由は、離農及び規模縮小等によるものです。譲受人の借受理由は、規模拡大となっています。</p> <p>次に、議案書28ページをご覧ください。所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。</p> <p>番号1番 売買です。</p> <p>譲渡人が離農するため、賃貸していた譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。</p>

	<p>番号2番 売買です。 譲渡人が離農するため、賃貸していた譲受人に相談したところ売買することで話がまとまったものです。</p> <p>番号3番 売買です。 譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話がまとまったものです。</p> <p>番号4番 売買です。 譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話がまとまったものです。</p> <p>次に、農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上げます。議案書29ページから30ページをご覧ください。</p> <p>中間管理機構への貸付けを行う7件の契約内容となっています。今回は人・農地プランによるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付を行うものです。</p> <p>申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき、農地中間管理権の設定を行うものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	
議 長	

議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第42号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第6 部会報告 農政振興部会報告を議題とします。12月20日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。</p> <p>本日の配布資料2ページをお開きください。</p> <p>先程ご審議いただきました、議案第42号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、利用権設定117件、農地中間管理権7件、所有権移転4件を審議しました。また、新潟市農用地利用配分計画（案）については、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画の報告がありました。</p> <p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果、部会として承認されました。</p> <p>皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>本案は、農政振興部会長報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、編集委員会報告を議題といたします。</p> <p>12月20日に、編集委員会を開催し、審議を願っておりますので、編集委員長から審議内容について報告を求めます。</p>
編集委員長	<p>編集委員会での協議内容についてご報告いたします。本日配布資料の9ページをお開きください。</p>



	<p>令和3年12月20日、午前10時30分より、区役所3階301会議室で、3月10日発行の農業委員会だより第46号の紙面構成等について編集委員会を開催いたしました。</p> <p>協議内容につきましては、北区農業委員会だより3月発行の内容についてです。主な内容は編集委員会報告に記載のとおりであり、その結果、委員会として承認されました。皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。編集委員長報告のとおり、決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、編集委員会報告は、編集委員長報告のとおり決定されました。</p>
事務局	<p>次に、日程第7 報告事項を議題とします。</p> <p>事務局から専決処分の報告を求めます。</p> <p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書37ページから42ページをご覧ください。</p> <p>最初に、農地法第5条転用届出に関する受理について、3件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、27件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、10件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和3年12月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時40分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議長 本田 敏 明

委員 後藤 宗 一

委員 渡部 圭 子